

第 55 期 滋賀地方最低賃金審議会  
令和 4 年度 第 3 回 滋賀県自動車・同附属品製造業専門部会  
「議事要旨」

開催日時	令和 4 年 10 月 21 日（金） 午後 1 時 24 分～午後 3 時 41 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員（定数 3 人） 片山 聡 平井建志 労働者代表委員（定数 3 人） 池内正博 鈴木敏和 松井大介 使用者代表委員（定数 3 人） 佐々木浩介 西田保夫 三浦浩明 事務局 4 人 矢野労働基準部長、松島賃金室長、 神崎室長補佐、高津衛生専門官
主要議題	滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について（金額審議）
議事要旨	<p>・ 労使各側委員の主張概要</p> <p><b>労側委員の主張</b></p> <p>地賃の 31 円引上げに近づきたいことから同額を主張したいところであるものの、使側に歩み寄って、今朝発表された「全国の消費者物価指数（速報値）」を基に算出した金額を提示した。</p> <p>その後の協議において、男女間の格差が大きいので、「令和 4 年度賃金改定状況調査・第 4 表①一般パートの賃金上昇率」製造業の女性計を基に算出した金額を提示した。</p> <p>さらに、その後の協議において、同じ B ランクの静岡・三重等近隣県との格差を考慮した引上額にこだわりたいと主張する。</p> <p>その後、更に協議を経て、全会一致の引上額 24 円で合意した。</p> <p><b>使側委員の主張</b></p> <p>地賃の 31 円引上げは「根拠が乏しい」ことから使用者側は反対しており、現在でも納得しているものではない。</p> <p>令和 3 年度・2 年度県税決算（法人二税調定額）の概要の輸送用機械器具製造業を見れば対前年比で令和 3 年度は令和 2 年度と比較し 112.2%と増えているものの、令和元年度と比較すると 85.8%でコロナ前の税収には戻っていない。使用者側では、自動車・同附属品製造業の業況が良いとの認識は有していない。</p> <p>労働者側の提示を受けて、全国の消費者物価指数を基に引上額を提示するのであれば、使用者側としては滋賀県（大津市）の消費者物価指数を基に引上額を提示すべきと考えている。</p>

以上から、令和元年度の結審額を提示した。

その後の協議において、労働者側が令和4年度賃金改定状況調査・第4表①一般パートの賃金上昇率」製造業の女性計を基に算出されたが、使用者側としてはBランク計を基に算出すべきと考えている。

今年の連合・経団連の春季賃上げ妥結状況、第4表のいずれを見ても賃上げ率は2%前半である。地域別最低賃金は3.46%引上げしたが、労側が3%近い引上げを主張する根拠は認めがたい。過去、滋賀県特定(産業別)最低賃金において、3%近い引上げ率となったものはないと主張した。

その後の協議を経て、全会一致の引上額24円で合意した。

- ・全会一致で結審し、専門部会報告を作成する。

引上額24円となる時間額981円で専門部会報告書を作成し、滋賀地方最低賃金議会に報告。

最低賃金審議会例第6条第5項を適用していないため、令和4年11月1日開催の滋賀地方最低賃金審議会で審議、答申予定。